

自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令について

1 趣旨

自衛隊法等の一部を改正する法律（平成24年法律第100号）の一部の施行に伴い、平成26年4月1日に防衛医科大学校に保健師及び看護師を養成する課程（以下「看護学科」という。）が新設されることに伴い、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）その他関係訓令について所要の改正を行ったものである。

2 改正の概要

新設される看護学科においては、常勤の隊員（学生）である保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者（以下「自衛官候補看護学生」という。）又は非常勤の隊員である保健師及び看護師である技官となるべき者（以下「技官候補看護学生」という。）の教育訓練を行うことから、以下の22の各訓令において、常勤隊員と非常勤隊員の適用条項の違い等から学生の定義を整理する等の改正を行った。

- ・ 自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）の一部改正（第1条関係）
- ・ 防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第2号）の一部改正（第1条関係）
- ・ 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）の一部改正（第2条関係）
- ・ 航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）の一部改正（第3条関係）
- ・ 自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第50号）の一部改正（第3条関係）
- ・ 勤務評定に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第10号）の一部改正（第3条関係）
- ・ 自衛官以外の隊員が職務上必要な射撃を行う場合の手續等に関する訓令（平成14年防衛庁訓令第1号）の一部改正（第3条関係）
- ・ 防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）の一部改正（第4条関係）
- ・ 隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）の一部改正（第5条関係）
- ・ 防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号）の一部改正（第6条関係）
- ・ 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）の一部改正（第7条関係）
- ・ 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）の一部改正（第8条関係）

- ・ 隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）の一部改正（第9条関係）
- ・ 防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の服装に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第10号）の一部改正（第10条関係）
- ・ 俸給の特別調整額に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第8号）の一部改正（第11条関係）
- ・ 事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第7号）の一部改正（第12条関係）
- ・ 自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）の一部改正（第13条関係）
- ・ 防衛医科大学校の評議会の組織及び運営に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第16号）の一部改正（第14条関係）
- ・ 防衛医科大学校規則（昭和49年防衛庁訓令第28号）の一部改正（第15条関係）
- ・ 防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）の一部改正（第16条関係）
- ・ 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）の一部改正（第17条関係）
- ・ 陸上自衛隊看護学生の任用等に関する訓令（昭和32年陸上自衛隊訓令第17号）の一部改正（第18条関係）

- (1) 学生、非常勤隊員の定義を定めるもの（第1条～第3条、第6条～第8条、第10条、第13条、第16条及び第17条）
- (2) 看護学科学生のうち、非常勤隊員である技官候補看護学生に係る規定の整備を行うもの（第4条、第5条、第7条及び第9条）
- (3) 平成26年度予算において、看護学科長が新設されることから、看護学科長を所要の規定に追加するもの（第7条、第11条、第12条及び第14条）
- (4) 防衛医科大学校高等看護学院学生の採用終了に伴う規定の整備を行うもの（第2条）
- (5) 自衛隊中央病院高等看護学院学生の採用終了に伴う規定の整備を行うもの（第18条）
- (6) 防衛医科大学校規則における看護学科に係る規定の新設並びにこれに伴う用語の整理等（第15条）

3 訓令制定結果の公示対象部分の概要

- (1) 第1条による自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部改正については、保健師及び看護師である技官となるべき者（技官候補看護学生）は、事務官等に準じ、当該訓令の適用を受けないことから、この者を除いた者を学生と定義するもの。
- (2) 第15条による防衛医科大学校規則の一部改正については、防衛医科大学校医学教育部に看護学科を新設することに伴い第6条の医学科生の受験資格に係る規定になり看護学科学生に係る規定を第15条第1項で定めたことから、第6条の用語の整理を行うもの。

同規則に第15条第1項を新設し、自衛官候補看護学生及び技官候補看護学生の受験資格を次のとおり規定（意見公募対象部分）

- ① 自衛官候補看護学生を採用するための試験は、防衛省設置法（昭和29

年法律第164号)第16条第4項に定める者のうち、次の各号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項に該当しないものについて行わなければならないこと。

(ア) 日本の国籍を有し、志操健全で身体強健な者であること。

(イ) 入校する年の4月1日において18歳以上21歳未満であること。

② 技官候補看護学生を採用するための試験は、防衛省設置法第16条第4項に定める者のうち、次の各号に掲げる資格要件を有する者で、自衛隊法第38条第1項に該当しないものについて行わなければならないこと。

(ア) 日本の国籍を有し、志操健全で健康な者であること。

(イ) 入校する年の4月1日において18歳以上24歳未満であること。

同規則に第15条第2項及び第3項を新設し、技官候補看護学生の採用及び試験の方法を次のとおり規定(意見公募対象部分)

技官候補看護学生の採用は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第66号)第12条の2第1項の規定にかかわらず試験による。

試験は、次の各号に掲げる方法による。

①筆記試験

②身体検査

③口述試験

(3) 第17条による事務官等の採用方法及び手続に関する訓令の一部改正については、非常勤の者として訓令で定義される事務官等から除かれている保健師及び看護師である技官となるべき者(技官候補看護学生)について、二重規定となることを防止するため、防衛医科大学校の学生からこの者を除くもの。

(4) 第18条による陸上自衛隊看護学生の任用等に関する訓令の一部改正については、陸上自衛隊の看護官を平成26年度に新設する看護学科において養成することとしたことから、陸上自衛隊看護学生としての採用を平成25年度採用者をもって終了したことに伴い、その任用について規定した第3条の2及び試験等について規定した第4条を削除するもの。

4 施行期日

平成26年4月1日